

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「再エネ100宣言RE Action」とは、再エネ100宣言 RE Action協議会が運営する、2050年までに自社の使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す国内の枠組みをいう。
- (2) 「電気自動車（EV）」及び「電気原動機付自転車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車をいう。
- (3) 「ミニカー」及び「超小型モビリティ」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない1人又は2人乗りの小型自動車をいう。
- (4) 「商用車」とは、役員及び社員・職員（以下「役員等」という。）の業務用の移動の目的のために使用する自動車（役員等が私的な移動に使用する車両及び事業用自動車を除く）をいう。
- (5) 「充電設備」とは、電気自動車、ミニカー、超小型モビリティ及び電気原動機付自転車（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備をいう。
- (6) 「V2H充放電設備」とは、電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備をいう。
- (7) 「事業用自動車」とは道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、再エネ100宣言RE Actionに参加する県内企業の省エネ、再エネ設備及び電気自動車等の商用車・充電設備の導入経費を支援することにより、本県が定める2030年の温室効果ガス削減目標の達成及び2050年のゼロカーボン社会実現に向けた取組の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について同表の第2欄の要件を満たす同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第6欄に掲げる上限額のいずれか低い額以下とする。ただし、前年度までに本補助金の交付を受けた者にあつては、補助事業毎に前年度までに受けた交付額の合計額を別表第6欄に掲げる額から差し引いた額を上限額とする。
- 3 別表の第1欄（1）及び（2）に掲げる補助事業については、国の補助金の交付を受ける場合には交付しない。
- 4 本補助金とは別に県から補助金等を受けている場合は重複する対象経費を補助対象としないものとする。
- 5 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産処分の承認)

第9条 補助事業者は、規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価 500 千円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(財産に関する書類の保管)

第10条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月27日から施行し、令和5年度事業から適用する。